

令和4年

第8回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和4年7月20日)

飯舘村農業委員会

令和4年第8回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和4年7月20日(水)					
招集場所	飯館村役場 第一会議室(2階)					
開閉会の日時(宣言)	開会 令和4年7月20日 午後1時30分 閉会 令和4年7月20日 午後3時16分					
応(不応)招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 7名 欠席委員 0名 ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	2番 鳴原 新一			3番 原田 直志		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 渡部 誉典			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和4年第8回飯舘村農業委員会定例総会

飯舘村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	議案第20号の1
4	高橋喜一	小 宮	
5	濱名時夫	八木沢・芦原	
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	佐藤隆男	飯樋町	
9	渡邊文夫	前田・八和木	議案第22号の1
10	三瓶政美	大久保・外内	
11	新妻幹男	蕨 平	
12	林 吉安	白 石	議案第18号の2
13	細杉朝雄	前 田	議案第19号の3

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第18号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第19号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第20号

現況確認証明について

日程第 7 議案第21号

青年等就農計画認定申請書の書面審査について

日程第 8 議案第22号

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する意見について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和4年第8回飯館村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 皆さん改めましてこんにちは。何かとお忙しい中お集まりいただきましてご苦勞様でございます。今日の昼間のニュースを見て参りました。福島県内のコロナ感染者数が多いようです。958名が感染されたという報道がなされました。BA-5がかなりの感染力だということで、東京近辺では約5万人の感染があるだろうと報道がなされています。皆様にも十分気を付けていただきながらですね、過ごしていただければと思いますけれども、今後の我々農業委員会の動きとしては、村の方針が8月1日に方針が出るようでございます。それを踏まえて全体会議の中で進め方を検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。今日は十件議案がございます。慎重審議の程よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。今日はどうもご苦勞様です。

会 長) 本日の定例総会出席委員7名、定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、2番 嶋原 新一 委員、
3番 原田 直志 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思えます。
ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定
します。

○日程第4 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ
いて

議長) 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ
いて を議題といたします。
議案が2件ございますので、順番に進めます。

議長) まず、議案第18号の1であります、この案件については担当
委員に関する案件であるため、対象者の退室後、本地区担当の補
助者により所見を報告いたします。
本地区の補助者は私となるため、議長を職務代理者に交代いたし
ます。

職務代理者) それでは、議案第18号の1について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第18号の1を(議案のとおり)説明します。

職務代理者) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)菅野啓一 が報告します。
当人同士とお話して参りました。現地でお話するつもりでした
が、それぞれの時間が合わなかったため、電話にてやり取りをし
てまいりました。まず譲受人から聞き取りをしたところ、申請地
を含めた農地一帯を長年譲受人が、草刈り等手入れをしてきた状
況とのこと。そのような経緯もあって、どうせだったら取得
してしまった方がよいんじゃないかと、家族と相談されたそうで
す。譲渡人とは取得額について確認してきましたところ、問題な
い、妥当な金額を提示されている、ということです。また併せて、
避難指示解除後はどうしますかとお伺いしましたところ、解除に

なってから今後検討したいとのことでした。他この申請書内容については双方から問題ありませんと確認できましたので皆様にご報告いたします。以上です。

職務代理者) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13 : 41 ~ 13 : 42)

職務代理者) 再開します。議案第 18 号の 1 について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

職務代理者) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第 18 号の 1 について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

職務代理者) 異議なしと認め、議案第 18 号の 1 は原案のとおり可決することといたします。

以上で、議長を交代いたします。

議長) 続きまして、議案第 18 号の 2 について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第 18 号の 2 を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)林吉安が報告します。

7月10日に譲渡人及びご家族の方に確認しました。申請地の隣接地は地目上広大な山林となっており、その一部が畑となっている状況だそうです。現状はその隣接地と申請地で譲受人が小ギクを栽培しているとのことでした。15日に現地にて、事務局と一緒に譲受人と話をしましたところ、現在の営農状況に合わせて借りるため、申請を行った、とのことでした。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13 : 52 ~ 14 : 01)

議長) 再開します。議案第 18 号の 2 について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第18号の2について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第18号の2は原案のとおり可決すること
といたします。

○日程第5 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て

議 長) 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て を議題といたします。
議案が3件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは、議案第19号の1について、事務局より概要説明をい
たさせます。

事務局次長) それでは、議案第19号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)中川喜昭 が報告します。
今回の申請にあたって7月15日の午後から、設定人、及び被設
定人である村の担当者2名、事務局、私の計5名で現地で立ち合
いながら内容を確認したところでございます。今回の工事につい
ては設定人もため池の組合員になっておりまして、事業の内容も
ため池の底質の除去であり、水利も綺麗になることから、組合と
しても待ち望んでいた事業であるそうです。設定人も事業を進め
てほしいということで、資材置場として申請地を提供することに
関して了解をしているところでございます。あとは心配している
ことは工事終了後ですね、土地の復元についてということがあり
まして、こちらは私からも被設定人に聞きましたら、復元の仕方
についてきめ細やかに説明いただきました。そんな形できちんと
お返ししていきたいということでございます。以上でございます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:07~14:08)

議 長) 再開します。議案第19号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第19号の1について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第19号の1は原案のとおり可決すること
といたします。

議 長) 続きまして、議案第19号の2について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局次長) それでは、議案第19号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)赤石澤忠則 が報告します。

7月15日に被設定人2名、事務局、設定人2名及び申請地の使用貸借権の権利者1名の計7名で現地にて調査を行いました。現在権利者が牧草地として利用している状況ですが、同意は取られているそうです。今回の事業に対して何か要望がありますかと、お聞きしましたところ、権利者からは転用期間内にしっかり終わらせてほしいという話があったことと、設定人からはため池の立ち木の伐採も併せてお願いしたいという要望があり、立ち木について担当部署からは、地元のため池管理者が行うのが原則であるが、地元の方の期待に沿えるように進めたいと回答がありました。また、ため池北側のほ場整備を令和6年度頃から入れてもらう要望を行っており、地元からは、仲下のため池を北側へ移動し、そこからほ場へ水を引いて利便性を上げてくれないかと、併せて要望しているところですが、現実のところ、現状維持となっていると伺ってまいりました。以上が調査の結果であります。よろしくお願ひします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:14~14:15)

議 長) 再開します。議案第19号の2について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第19号の2について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第19号の2は原案のとおり可決すること
といたします。

議 長) 続きまして、議案第19号の3について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局次長) それでは、議案第19号の3を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)細杉朝雄 が報告します。
7月15日午前9時頃に、担当委員2名と事務局、被設定人の村
担当者と現地調査へ向かいました。現地で内容に関し内容を改め
て確認したことと、事前に設定人の家族に申請内容の確認をした
ところ、申請内容に間違いありませんということを確認できまし
た。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:18~14:19)

議 長) 再開します。議案第19号の3について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第19号の3について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第19号の3は原案のとおり可決すること
といたします。

○日程第6 議案第20号 現況確認証明について

議 長) 議案第20号 現況確認証明について を議題といたします。
議案が2件あるため、順番に進めます。

議長) それでは、議案第20号の1について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局次長) それでは、議案第20号の1を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)伊東一治が報告します。
6月27日に、事務局、申請者代理のご家族2名、担当委員2名の計5名で現地確認をいたしました。20年以上耕作がされていなかった土地であるために、申請農地全面に周囲山林からの雑木が実生し、かつ草木が繁茂し山林化しているため、また進入路が狭く傾斜があり重機や大型農機の進入も中々難しいような状況でありました。農地への復元は無理なのであろうかなとそんな風に判断したところでありました。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:23~14:28)

議長) 再開します。議案第20号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第20号の1について、原案のとおり認めることにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第20号の1は原案のとおり認めることといたします。

議長) 続きまして、議案第20号の2について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局次長) それでは、議案第20号の2を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)西尾ツネが報告します。

6月29日の午後から、申請者代理人の方2名と事務局、及び担当委員2名で現地立会をしてまいりました。現地の状況は、傾斜地になっておりまして、かつ山林化しているような状態でありま

した。その他は、ただ今事務局から説明があった通りでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 14 : 31 ~ 14 : 33)
- 議 長) 再開します。議案第 20 号の 2 について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第 20 号の 2 について、原案のとおり認めることにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第 20 号の 2 は原案のとおり認めることといたします。

- 日程第 7 議案第 21 号 青年等就農計画認定申請書の書面審査について
議 長) 議案第 21 号 青年等就農計画認定申請書の書面審査についてを
議題とします。

これは、青年等就農計画認定申請に対して、村長より意見を求められているものです。

- 議 長) それでは、議案第 21 号について事務局より概要説明をいたさせ
ます。

事務局) それでは、議案第 21 号を(議案のとおり)説明します。

- 議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)山田豊が報告します。
7月7日に申請者と一時間程度、電話にて聞き取りを行いました。
現地については時間が合わなかったため立ち合いはできません
でしたが、普段から良く目の前を通っておりその時の印象は、しっ
かり管理されているな、というような状況でした。今回の申請で
一番の変更点については、作目がスターチスからトルコギキョウ
になった、という部分が大きな点です。こういった経緯で、とい
う部分を主に聞き取りを行ってきました。スターチスの産地づく
りのために、お付き合いのある業者と一緒に始めたのが、当初村
に移住してきた際の状況でありまして、使っていた資材の高騰や

スターチスを作っていく規模からすると、これからどんどん規模拡大していかなきゃならないような品種であることが徐々にわかり、昨年の突風で倒壊したハウスを建て直す際に経営計画を練り直したところ、トルコギキョウなら今からでもこの経営規模でならやっていけるということがわかったため、品目を変える判断をしたということです。指導者については、山木屋の有名な農家さんからの指導を受けながら、村の花農家さんも見に来てくれるとうことで、本人のやる気と、周囲から面倒を見ていただいている状況であるので、数字的な部分はわからなかったため、花農家の農業委員に確認したところ、非現実的な数字ではない、目標とする数字、と確認が取れましたので、これからも頑張っていたきたいな、という風に感じました。私としては以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 14:41~14:49)
- 議 長) 再開します。議案第21号について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第21号について、申請のとおり了承することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第21号は申請のとおり了承することといたします。
- 日程第8 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する意見について
- 議 長) 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する意見についてを議題とします。
これは、農業経営改善計画認定申請に対して、村長より意見を求められているものです。
議案が2件あるため順番に進めます。
- 議 長) それでは議案第22号の1について、事務局より概要説明いただきます。

事務局) それでは、議案第22号の1を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)渡邊文夫が報告します。
計画内容については事務局から説明があった通りですが、7月10日に、申請者へ聞き取り調査を行いました。現在は飯舘に10頭、宮城県白石市に50頭、飼育しているとのこと、なぜこういった状況になったかという、申請者の体調が一度悪くなった時期があり、その際に自分で管理できる頭数、ということで、村に10頭、白石の方に50頭いる、という状況だそうです。いずれは村の方に全て戻してやりたい、ということです。ただ、現在飼料の高騰があり、自分が考えている程収入が上がらない状況のようで、餌代が邪魔して規模拡大に繋がらず頭が痛い、という話でした。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:55~15:04)

議長) 再開します。議案第22号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第22号の1について、申請のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第22号の1は申請のとおり了承することといたします。

議長) 続きまして議案第22号の2について、事務局より概要説明いたさせます。

事務局) それでは、議案第22号の2を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)西尾ツネが報告します。

申請者のご自宅にお伺いしたところ、申請者が怪我してしまい入院中であったため、ご家族に話を伺いました。現在の営農においてはご家族の方からの応援をもらっている状況とのことです。後日申請者ご本人から電話があり、計画についてはただ今事務局から説明があった通りとのことで、よろしく願いますとのことでした。ここで営農類型の工芸農作物(タバコ)ではありますが、調べてきましたので、読んでみます。農作物はその利用法により、食用作物、工芸作物、飼料作物に分類されるそうです。工芸や工業の原料とすることを目的に栽培され加工されてから人に利用される作物を工芸農作物と呼ぶそうです。以上です。

- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議15:10~15:15)
- 議 長) 再開します。議案第22号の2について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第22号の2について、申請のとおり了承することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第22号の2は申請のとおり了承することといたします。

○閉会の宣告

- 議 長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。
これで令和4年第8回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和4年7月20日

飯館村農業委員会 会 長

菅野啓一

同 議事録署名委員 2番

鳴原新一

同 議事録署名委員 3番

原田直志